日本共産党船橋議員団
ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
<市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
市会議員
岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160
関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢和子 ☎422-5278
中沢 学 ☎493-8140
坂井洋介 ☎404-2039
松崎さち ☎432-9317
佐藤重雄 ☎432-9872
渡辺ゆう子 ☎462-7273

習志野基地
来年の降下訓練始めに米軍が参加！
また

11月29日に公表された、日米合同委員会合意事案概要では、来年の1月13日に開催される予定の、陸上自衛隊第1空挺団が実施する降下訓練始めに、米軍が参加することが、明らかになりました。

米軍の習志野演習場の使用期間は、1月3日から15日までの13日間。昨年より、期間が長くなっています。参加するのは、在日米陸軍から30名、第25師団第4歩兵旅団戦闘団（米国アラスカ州）から50名の、計80名です。

これに先だち、日本共産党船橋市議団として、松戸徹船橋市長へ、米軍参加の中止などを求めるよう、申し入れを行いました。

市長は、今年実施された訓練について、防衛省から説明も求めず、自治体として、安全上必要な措置についての要望も行いませんでした。

今回の申し入れでは、

①米軍による本市内でのあらゆる訓練、活動の実施に反対すること

②北関東防衛局に対し、今後、「降下訓練始め」は行わないよう求めること

③「降下訓練始め」実施の情報があった場合には、北関東防衛局に対し、上記①②の立場を貫くとともに、実施内容に関する事前説明を求め、得られた情報を市民に周知すること、を求めました。

市民の安全に配慮するためにも、詳細を確認するよう求めましたが、松戸徹市長は、北関東から連絡が来てないが、こちらからは確認しないこと、大きく変わったことがなければ聞くつもりはない、との発言がありました。東アジアでは、話し合いによる平和の流れが強まる中、アメリカいいなりに、安保法制の強化を進める安倍政権。米軍との協力強化は、国際社会からの孤立化を進めるばかりです。

市長は、こうした政権への忖度ではなく、地方自治の侵害や憲法擁護の姿勢こそ、示すべきではないでしょうか。

日本共産党船橋市議団　検索　メール nk-fsd@guitar.ocn.ne.jp

生活保護は生存権を保障する「最後の砦」
現場の人手不足解消を

生活保護は、憲法25条が明記した国民の生存権を保障する制度です。市内の利用者は高齢者世帯が52%、傷病・障害者世帯が22%、その他の世帯も母子家庭や様々な事情があるなど、自分や家族だけではどうにもならない状況にある方々です。

しかし自民党は2010年代初めから生活保護を「不正受給だらけ」のように描き、制度や利用者を攻撃するバッシングを繰り返してきました。「まるで犯罪者のような扱いだ」と苦悩する当事者は少なくありません。

また2000年の法改定で、利用者を支えるケースワーカー（以下CW）の配置基準が「法定数」から、拘束力の弱い「標準数」に規制緩和されました。船橋市でも、CWの担当数は一人当たり80世帯が標準のところ、産休・育休などの実態も含めれば、現実には約96世帯にも上ります。80件を超えると名前すら把握しきれないのが一般的だという指摘もあり、早急な是正が求められます。

加えてCWは様々な社会福祉制度や生活全般の知識、コミュニケーション能力が必要であるなど、一人前になるまで5年は必要と言われますが、船橋市のCWの7割は配属3年以下です。

「生活保護は施しではなく国民の権利という認識があるのか」「CWをただちに増員し、ベテランを配置すべきではないか」と、市に本会議で質しました。

市は「当然25条の生存権について認識し、業務をしている」「標準数を満たすのはCWの質の担保という点で重要」と答えましたが、「限られた職員数の中でバランスを見て配置している。充足は困難」と言い切りました。ベテラン配置については研究すると言いますが、増員されなければ現場の困難は解消されません。

また生活保護の捕捉率が2～3割という現状を踏まえ、「誤解と偏見を取り除くとともに、生活に困ったら誰でも生活保護を利用していいのだと、広報に定期的に載せるべきだ」と質しましたが、市の答弁は「紙面に限りがあるし、ホームページで案内をしている」とおざなりなものでした。

安倍政権による福祉切り捨てと増税により、生活保護の充実がますます求められています。来年の参院選と統一地方選で、くらし・福祉最優先の政治に転換していきましょう。

日本共産党船橋市議団主催
無料 法律相談
1月24日（木）
2月14日（木）
弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030